

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ 介護保険料の減免制度があります【令和3年度】

※令和2年度に収入減少した方の申請受付は令和3年3月31日で終了となります。

新型コロナウイルス感染症の影響による被害（同一世帯の生計維持者の収入減少、失業・廃業、死亡・障害）で、65歳以上の方の介護保険料の納付が困難な場合に、減免基準に該当する方は、申請により減免が受けられる場合があります。

希望される方は、下記の必要書類を揃え、各区へ提出をお願いします。

<申請書類>

- (1)減免申請書及び収入減少額計算書
- (2)前年（令和2年）の収入額が分かるもの（確定申告書の写し等）
- (3)コロナウイルスの影響が原因で前年（令和2年1～12月）と比べて、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入（令和3年1～12月）が30%以上減少することが分かる書類（帳簿、給与明細等）。

※失業廃業の場合は失業証明（雇用保険離職票等）、解散登記等。

※死亡・障害の場合は診断書等。

※令和3年3月末に65歳到達・転入した方は、令和元年と令和2年の収入を比較。

<減免対象者>

同一世帯に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生計維持者がいる65歳以上の介護保険被保険者

<減免する期間>

令和3年4月から令和4年3月までの保険料

<減免する額>

令和2年の合計所得に対して、減少する所得の割合に応じて減免額を計算します。
減少しない所得の合計額が令和2年所得で400万円を超える方は、対象外となります。
※保険料減免の決定通知の送付に1～2か月ほどかかる場合があります。

<提出先（郵送先）： 区の保健福祉センター高齢障害支援課 介護保険室>

- | | | | |
|---------|-----------------|-------------|------------------|
| (1)中央区 | 介護保険室：〒260-8511 | 中央区中央4-5-1 | TEL 043-221-2198 |
| (2)花見川区 | 介護保険室：〒262-8510 | 花見川区瑞穂1-1 | TEL 043-275-6401 |
| (3)稲毛区 | 介護保険室：〒263-8550 | 稲毛区穴川4-12-4 | TEL 043-284-6242 |
| (4)若葉区 | 介護保険室：〒264-8550 | 若葉区貝塚2-19-1 | TEL 043-233-8264 |
| (5)緑区 | 介護保険室：〒266-8550 | 緑区鎌取町226-1 | TEL 043-292-9491 |
| (6)美浜区 | 介護保険室：〒261-8581 | 美浜区真砂5-15-2 | TEL 043-270-4073 |

【郵送での申請にご協力ください】

<その他の介護保険料減免制度>

● 低所得者に対する本市独自の減免

《対象者、減免内容》

保険料の「所得段階区分」が第2・3段階の方で、収入や資産などの状況が以下の基準①～③のすべてに該当する場合、申請により、申請月から年度末まで、第1段階相当額まで減額します。

- ① 収入世帯の前年1年間の収入額が、1人世帯で150万円以下、2人世帯で200万円以下、3人以上の世帯は、1人増えるごとに50万円を加算した金額以下となっている場合
- ② 扶養世帯を別にする方の扶養を受けていない
- ③ 資産世帯の預貯金等が350万円（世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額）以下となっている場合

また、居住用や世帯の収入を得るため以外の土地や家屋を所有していない場合
○申請に必要なもの

保険料減免申請書に、減免内容を証明できるものを添付したうえで、申請してください。

収入等申告書、医療保険証、世帯の収入・資産を証明できるもの（確定申告の写し、通帳等）等

● 災害などの特別な事情による減免

災害、その他特別の事情により収入が著しく減少した場合は、申請により保険料が減免されます。

《対象者、減免内容》

以下の①から③のいずれかに該当される場合、証明するものを添えて、申請していただくことにより、最長で1年間、保険料を1/2または2/2に減額します。

- ① 災害により「介護保険の被保険者本人」又は「被保険者の世帯の生計を主に維持する方」が所有する住宅、家財等が半壊以上の損害を受けた場合(1/2)
- ② 「世帯の生計を主に維持する方」の死亡、長期入院、事業の休廃止、失業等により、その後1年間の収入が著しく減少する見込の場合(定年退職は除く)(1/2)
- ③ 刑事施設等に収容された場合（1か月以上）(2/2)

※その他、要介護認定等を受けている方は、介護サービス等を利用する際に自己負担分の利用料等が減免となる場合がありますので、別途ご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する支援のお知らせ

※新型コロナウイルスに関する相談窓口が多岐に渡るため、適切な窓口へ案内する総合的な電話相談窓口を設置しております。相談先がわからない場合は、まずはこちらにお電話ください。

新型コロナウイルス専用お困りごと電話相談窓口
TEL043-245-5187（平日 9:00~17:00）